

1 6 蘇陽小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本理念

平成 25 年 9 月 28 日に「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」が施行され、同年 10 月 11 日には、「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」が定められた。本校では、国や県の方針を踏まえ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めることを旨として、いじめ防止基本方針を定める。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和 6 年 8 月改訂版）」に沿って、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 1 号（1 号重大事態（生命心身財産重大事態））、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 2 号（2 号重大事態（不登校重大事態）））は、基本方針等に則った適切な調査（いじめの重大事態の調査）を実施する。不登校重大事態については、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月）」の廃止を受けて、不登校重大事態に係る要素も「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に盛り込まれており、国のガイドラインが一本化された。いじめは、すべての児童に関わる問題である。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。児童がいじめに向かわず、また、関わるすべての人がいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策を講じる。いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題に真摯に向き合い、再発防止を目的として行うものとする。

2 いじめの定義

（定義）＝いじめ防止対策推進法（第 2 条）より＝

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めなけ

ればならない。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策委員会」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

等、こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に関係機関や警察に相談・通報し、関係機関や警察と連携した対応を取るものとする。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) 基本姿勢

- ① 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という学校の風土づくりを行う。全教職員が、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ② 無視やいじわる、冷やかしかからかい、執拗なちょっかいなどのいじめは、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもあるという認識をもち、日頃からの見守りを意識化する。
- ③ 全ての教育活動を通して、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」に留意した指導や環境づくりを充実する。【生徒指導提要より】
- ④ 「いじめは、絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の危機管理意識や人権感覚を高める。
- ⑤ いじめの早期発見のために日頃の見守りを意識化し、早期解決のために校長がリーダーシップを発揮しながら、組織的に当該児童の安全を保証するとともに、適切で公平な対応を行う。
- ⑥ 日頃から保護者や関係諸機関、地域との連携を図りつつ、一体となっていじめ問題に対応する。

(2) いじめの未然防止のための取組

① 学校風土の見える化

学校 HP、学校だより等による情報の発信や定期的な学校公開、地域学校協働活動等の推進を行い、地域とともにある学校づくりを行う。

② 熊本の教師の心がけ10か条を基盤とした学級経営や授業づくりの充実

全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、お互いを認め合う学級経営を充実する。学級活動では、発達段階に応じた「SOSの出し方に関する教育」等を実施する。また、全ての児童が主体的に活動し、認め合う中で「分かった、できた」という達成感を味わえるような授業づくりにつとめる。

③ 教科横断的な学習指導の充実

教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切に作る心、相手を思いやる心、自律の心、情報モラル等、確かな規範意識が育つ道徳教育を充実する。また、差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の意識を高める。

④ 異学年や地域人材等との交流の充実

委員会活動や縦割り班活動、様々な人との関わりの中で社会性を育み、相手の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動などを通して心に響く豊かな体験活動を充実する。

- ⑤ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト(平時からの備え)」にそった取組についての評価と「校内いじめ防止対策委員会」の定期開催

情報集約担当者を中心とした「校内いじめ防止対策委員会」を定期開催し、チェックリスト(平時からの備え)にそった取組の評価や改善策の協議、情報共有を行う。

- ⑥ 保護者や関係機関等との日頃からの連携と保護者啓発

近年課題となっているスマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、学校と保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。さらに、インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた交流会や児童への注意喚起及び指導を充実する。

- ⑦ 個に応じた配慮

児童には、様々な背景がある児童もいることから、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

必要に応じて、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を実施する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に向けて

- ① 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ② 気になる児童がいる場合には、学校全体で気付いたことを共有し、複数の大人で児童を見守る。
- ③ 解決すべき問題がある場合は、担任等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握につとめる。必要に応じて、早い段階からスクールカウンセラー等の関係機関との連携を図る。
- ④ 学校生活を振り返るアンケート(心のアンケート)と個人面談を定期的(学期に1回)行い、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ⑤ いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合もある。日頃より「愛の1・2・3運動+1」(欠席1日目に電話連絡、2日目に家庭訪問、3日目以降は学校組織で対応、10日以上の場合は関係機関と連携を図る)を確実に実施する。必要に応じて欠席1日目であっても家庭訪問を実施する。また、保護者との情報共有を丁寧に行う。

(2) いじめの早期解決に向けて

- ① いじめ問題を発見したときには、担任等だけで抱え込むことなく、情報集

約担当者が情報を収集、整理し、早い段階から校長を中心に組織的な対応を行う。

② 観衆・傍観者の立場にいる児童たちを含め、関係する複数名の児童から事情聴取を行い、事実の確認を行う。また、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、組織で対応を協議する。

③ 児童の発達段階を勘案し、事情聴取は、可能な限り複数名で行い、記録を残す。

ウ 関係保護者へ早い段階から現段階で分かっている事実や対応の方向性について情報提供を行い、取組の見える化を図る。

エ 学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心のケアを行うために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止対策推進法第二十二条より、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当（情報集約担当者）、人権教育主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、関係機関

(3) 組織の役割

- いじめに関する情報の収集及び共有
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめ事実の確認、対策案の検討
- 該当児童への指導、該当保護者への対応
- 学級・学校全体への指導体制の強化、支援
- 外部組織への協力要請、又は、警察への通報
- いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- いじめ防止対策に基づく取組の点検と検証

6 いじめの重大事態について

いじめを確認した場合は、町教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」に則して、いじめ防止対策委員会を開くとともに、町教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合には、警察署へ通報し対応等の相談をする。

(1) 重大事態の定義（法第28条第1項）

- 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）
- 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること

を余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(第2号)

(2) 調査に対する考え方について

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言ひ、この段階から対応を開始する。調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではない。重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として判断したということであり、各学校の設置者又は学校は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」別添資料1に示す重大事態として扱われた事例等を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とするが、一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かについて設置者と協議し、丁寧に対応する。

いじめを受けた疑いがある児童が学校を転校した場合は、いじめにより転校に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態(第1号)に該当することが十分に考えられるため、適切に対応する。

学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。また、判断の参考とするため、弁護士等の専門家から助言を得ることも考えられる。

(3) 初動対応について

① 重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

(例) ○学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録

○これまでのいじめの通報や面談の記録

○いじめ防止対策組織等における会議の議事録

○学校としてどのような対応を行ったかの記録 等

② 記録資料の作成や保存について

平時から記録の作成や保存を行う。また、学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料(アンケートの質問票や対象児童・関係児童等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等)の保存期間は、5年とする。関係資料の保存期間は、指導要録の保存期間に準ずる。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間は、5年とする。

なお、保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経る。

③ 報道等への対応について

学校の設置者に職員派遣の依頼を行う。その上で、適切な報道対応等が行われるよう、学校の設置者と十分協議を行いながら支援を要請する。

学校の設置者及び学校として重大事態の発生を公表する前に報道等で当該事態が報じられた場合には、児童の個人情報及びプライバシーに十分配慮し報道対応の担当者を決定し、正確で一貫した対応を行う。重大事態発生直後十分な情報が得られていない段階では、主観や思い込みで発言してはならないことに特に注意する。事実関係の確認が取れた正確な情報を発信する。

(4) 聴き取り調査について

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍する他の児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。その後、調査による事実関係の確認とともに、いじめられた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに他の在籍児童や教職員に対する調査に着手する。

なお、児童の自殺が起きた場合の調査は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この場合、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(5) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。これらの情報の提供については、プライバシー保護に配慮しつつも、適時・適切な方法で経過を報告し、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならないようにする。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、その旨を調査対象となる在籍児童や保護者に説明するなどの措置が必要である。なお、調査

の結果は、県教育委員会を通じて知事に報告する。さらに、必要な場合には再調査を行う。

(6) 調査にあたっての留意点

重大事態調査を適切に実施するに当たっては、以下の視点をもちながら取り組む。

- 調査には真摯な態度で取り組む。
- 公平・中立に調査を行う（調査体制の構築を含む）。
- 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにする。
- 事実関係を基に学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理する。
- 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討する。

(7) 調査主体の決定について

① 学校主体の調査組織

学校に設置されているいじめ防止対策組織の職員のほか、必要に応じて、学校支援アドバイザー、弁護士（スクールロイヤー）、医師、SC・SSW等の専門家が参画した調査組織とする。公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 学校の設置者主体の調査組織

教育委員会の職員のほか、必要に応じて、学校支援アドバイザー、弁護士（スクールロイヤー）、医師、SC・SSW等の専門家が参画した調査組織とする。公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

③ 第三者委員会方式

①、②いずれの場合も、全ての調査委員が第三者で構成された調査組織を設置することが可能である。第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

7 その他

(1) 評価と改善（PDCAサイクルによるチェック）

① 評価について

- いじめの認知件数（定例報告）
- 不登校及び不登校傾向の児童数（定例報告）
- 学校評価アンケート（児童、保護者及びコミュニティー・スクール）
- 教育相談等の内容

② 改善について

- 取組状況について

○ 次年度への志向について（学校いじめ防止基本方針の改訂）

(2) 参考資料等

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

○ 熊本県いじめ防止基本方針（令和2年11月24日改訂版）

○ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）

【改訂】 令和8年4月1日 改訂

☆ いじめ防止対策委員会

- ・熊本県いじめ問題対策連絡協議会
- ・熊本県いじめ防止対策審議会
- ・学校問題解決支援相談窓口(熊本県教育委員会 学校安全・安心推進課)
【電話相談】096-387-6000(平日:9:00~16:00)

蘇陽小学校 いじめ防止対策委員会

構成員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導担当（情報集約担当者）、
人権教育主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、
関係機関

関係機関等・・・1 PTA三役（会長・副会長・会計）

2 外部機関等

①地域・・・主任児童委員、役場健康福祉課 等

②行政関係・・・山都町教育委員会、学校支援アドバイザー、
スクールロイヤー、医師、SC・
SSW、児童福祉相談所 等

*重大事案が発生した場合には、校長が選出した関係機関等のメンバーを招集し、拡大委員会を開く。

*通常は、校内委員会のメンバーで運営する。

【関連の校内推進委員会】

①人権教育推進委員会 ②生徒指導委員会 ③特別支援教育推進委員会